

# 茨木市次世代育成支援行動計画

子どもの成長  
を見守り、  
豊かな夢を育む  
まち・茨木

平成17年(2005年)3月



茨木市

## ◆はじめに◆

国においては、少子化の主たる要因であった晩婚化、未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が起こっており、急速に進行する少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、さらに対策の強化を図る必要があるとして、国、地方自治体、企業等が一体となって、10年間、集中的・計画的な取組を推進することとしておりました。

そして、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国の策定指針に基づいて、都道府県や市町村、事業主に、次世代育成支援対策推進のための「行動計画」の策定を義務づけたところであります。

本市では、平成11年3月に、誰もが安心して子どもを持ち、子育ての喜びや楽しさを実感し、子ども達が健やかに育つ社会を実現するため「茨木市児童育成計画」を策定し、施策を展開しておりましたが、この度の推進法の制定を受け、児童育成計画を拡充・発展させたものとして、「茨木市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

本行動計画は、「子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち - 茨木市」を基本理念に、3つの基本方針、また、その方針に沿って、5つの基本目標を定め、それぞれの課題に対する施策を展開することとしております。

この計画の実現に向けましては、行政、学校、企業、地域住民や活動団体、家庭が、それぞれの特性を活かし、互いに緊密な連携を図りながら、取り組むことが必要であり、市民の方々の、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

なお、計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました次世代育成支援に関する懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の方々に、心からお礼を申し上げます。

茨木市長 野村 宣一

## ◆ 計画策定の趣旨 ◆

平成15年の人口動態統計では、わが国の出生数は112万3,828人で、前年の115万3,855人より3万27人減少し、また、合計特殊出生率(1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均)は1.29で、前年の1.32を下回り、少子化が進んでいます。

茨木市についても、出生数は、平成11年の2,854人から平成15年には2,677人に、合計特殊出生率は平成11年の1.37から平成15年には1.26にいずれも減少し、茨木市の場合も少子化は着実に進行しています。

国では、歯止めのかからない少子化の進行に対し、従来の取組をさらに一歩進め、「次世代育成支援対策推進法」(以下、「推進法」)を平成15年7月に制定しています。

茨木市においても、推進法の考え方を踏まえ、地域において市民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子どもたちが夢と希望をもって個性や可能性を伸ばせる環境づくりに向け、今後5年間に取り組むべき課題を明らかにし、総合的・計画的に子育て支援及び少子化問題に対する対策を推進するための新たな計画として、「茨木市次世代育成支援行動計画」を策定するものであります。

## ◆ 計画の期間 ◆

計画期間については、平成17年度から21年度までの5年間の前期計画期間とします。また、平成21年度に前期計画に対する必要な見直しを行い、平成22年度から5年間の後期計画を定めることとなりますが、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画の期間】

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
◀ 前期計画期間 ▶									
				見直し 年度	◀ 後期計画期間 ▶				

## ◆ 基本理念と基本目標 ◆

<基本理念>

子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち  
茨木市

<基本目標>

- 1 すべての子育て家庭を支える環境づくり
- 2 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり
- 子どもを生み、育てやすい環境づくり
- 5 安心して子育てができる環境づくり

すべての子どもが幸せに、健やかに育つことができるよう、子育てを温かく見守り、必要があれば積極的に手を差し伸べ、地域全体で子育てを応援していくまちをめざします。

# ◆ 基本計画 ◆

## 1 すべての子育て家庭を支える環境づくり

### 1. 子育て支援ネットワーク化の推進

#### (1) 各種相談機能の充実

子育てに関する様々な不安や悩みの問題解決に向けて、現在、実施されている相談事業の充実を図るとともに、相談に的確に対応できる相談員の知識・見識の向上に努めます。  
保育所・幼稚園等の身近な場での相談機能を充実させることで在宅を含むすべての子育て家庭が利用しやすいものとなるように努めます。

#### 【主な事業】

- \* 育児相談
  - \* 適応指導教室「ふれあいルーム」
  - \* 言語障害児教育相談「ことばの教室」
  - \* 人権相談事業「人権ケースワーク事業」
- ほか

#### (2) 地域の各種施設の活用

子どもや保護者の交流の場として保育所や幼稚園・青少年センター・地域子育て支援センターなど地域にある施設を活用していきます。

#### 【主な事業】

- \* 保育所地域開放「いっしょにあそぼう!!」
  - \* 親子交流の場（つどいの広場）
  - \* 男女共生センターローズ WAM「あそびの広場」
- ほか

#### (3) 子育て相互支援活動への支援

地域の子育て経験者の知識や技術を活かせるよう、地域の人々と子どもとの交流の場を提供し、地域の人々が相互に子育てを支援していく体制を整備していきます。

#### 【主な事業】

- \* 地域子育て支援センター
  - \* ファミリー・サポート・センター  
地域の子育て相互援助事業
- ほか

#### (4) コーディネートの強化と機関連携の充実

すべての子育て支援活動が一体となって、統一的・効果的に支援できるようコーディネータを配置し、相談事業や各種情報の提供、児童虐待対応を含む子育て支援業務を統括し、関係機関との連携を深め、ネットワークの構築をめざします。

#### 【主な事業】

- \* 子育て支援総合センター コーディネーターによるネットワークの構築

### 2. 親育ちのための学習機会の充実

#### (1) 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実

子どもの年代に即した子育てやしつけができるよう、子どもの成長段階にあわせた講座の開催・内容の充実に努めます。  
家庭教育に関わる指導者の知識・技能の向上に努めるとともに、同じ立場にある親同士の交流を図ることで、地域全体で子どもの育成を考えます。

#### 【主な事業】

- \* 乳幼児学級
  - \* 青少年センター 子育て講座
  - \* 家庭教育学級
- ほか

#### (2) 親子のふれあい体験機会の充実

男女共生センター ローズWAMでは、親子のふれあい体験を通して、父親と子どものコミュニケーション不足の解消や親と子のきずなづくりを図るとともに、親同士、子ども同士が交流できる機会の提供を図ります。

#### 【主な事業】

- \* お父さんといっしょにたのしく遊ぼう
  - \* 父と子の料理教室
  - \* 親子でたのしく遊ぼう
- ほか

## 2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり

### 1. 男女共同参画による子育ての推進

#### (1) 家庭生活への男女共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、意識啓発を図ります。

#### 【主な事業】

- \* 家庭生活への男女共同参画の促進
- \* 小・中学生夏休み講座

#### (2) 父親の子育て参加の支援・促進

父親が子育てに参加しやすいように育児の知識や技術を身につけられる機会の提供を図ります。

#### 【主な事業】

- \* 両親教室（パパ＆ママクラス）
- \* 父親対象の子育て支援講座

### 2. 仕事と子育ての両立ができる就労環境づくり

#### (1) 育児休業制度の普及・定着

育児休業制度の普及・定着を図るため、企業に働きかけるとともに、制度を利用しやすい環境づくりを支援していきます。

#### 【主な事業】

- \* 育児休業制度の普及啓発

#### (2) 就職・再就職への支援

再雇用制度の普及・定着を企業へ促進し、再就職を希望する女性に対して、職業能力開発の機会の提供、職業情報の提供や相談体制の充実を図ります。

#### 【主な事業】

- \* 地域就労支援事業の推進

#### (3) 職場環境整備への啓発

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、市内事業所に対して、雇用環境の整備が図られるよう啓発に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 職場環境整備の啓発
- \* 女性労働者の雇用管理等に関する実態調査

### 3. 多様で弾力的な保育サービスの充実

#### (1) 保育体制の整備

保育所に入所できない待機児童の解消に努めるとともに、良好な保育環境を確保するために老朽化した保育所の整備等を推進し、保育所の効果的・効率的運営を図ります。

#### 【主な事業】

- \* 待機児童の解消
- \* 施設の整備

#### (2) 保育制度の多様化の推進

就労形態や労働時間、ライフスタイル等が多様化しており、保護者のニーズに合った保育サービスを提供していくために、乳児保育、延長保育、一時保育等の充実に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 乳児保育
- \* 延長保育
- \* 一時保育
- \* ショートステイ（緊急一時預かり）

ほか

#### (3) 民間保育サービスの活用

民間保育施設に対して支援を行います。  
無認可保育施設との連携をとりながら、民間保育サービスの質の向上を図り、保育全体のサービスの充実に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 家庭保育施設
- \* 家庭保育施設への助成

#### (4) 放課後児童サービスの充実

留守家庭児童会の整備・充実に図り、放課後児童の健全育成に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 留守家庭児童会
- \* 指導者への研修

## 1. 就学前教育・保育の充実

## (1) 保育所保育の充実

就学前児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮できるよう、養護と教育の両面に配慮した保育内容の充実に努めます。

## 【主な事業】

- \* 保育内容および保育サービスの充実
- \* 心理判定員による巡回指導・面接相談
- \* 保育所職員への研修

ほか

## (2) 幼稚園教育の充実

幼稚園教育では、発達に必要な体験や遊びができる教育環境の充実に努めます。  
幼稚園が家庭・地域における幼児教育の中心的役割をになえるように努めます。

## 【主な事業】

- \* 教育内容の充実
- \* 幼稚園の運営
- \* 園児の健康管理

ほか

## 2. 特色ある学校教育の充実

## (1) 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

個性を伸ばし、知識・技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力等まで含めた幅広い「確かな学力」を育成するとともに、基本的な規範意識と倫理観、公共心や他者を思いやる心など豊かな人間性や社会性を育み「豊かな心」の育成に努めます。  
いじめ・不登校や問題行動、児童虐待等に対し、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

## 【主な事業】

- \* 生徒指導の研究
- \* いじめ・不登校対策委員会の機能強化
- \* 特色ある学校づくり推進事業
- \* 中国帰国児童生徒適応学級事業

ほか

## (2) 不登校・ひきこもり・いじめ対策の推進

専門相談員の確保による相談体制の充実や、未然防止、問題解決に向けての取組を強化します。

## 【主な事業】

- \* いじめ・不登校対策委員会の機能強化
- \* 茨木市スクールカウンセラー派遣事業

ほか

## (3) 特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒に配慮した学校施設の充実、障害等の状態に応じた適切な教育を受けられる教育環境の充実に努めます。  
障害のある児童・生徒の教育的ニーズを把握し、教育的支援の充実に努めます。

## 【主な事業】

- \* 就学相談・指導の適正な実施
- \* 巡回相談・発達相談・特別教育相談の実施

ほか

## (4) 中・高校生と幼児との交流の促進

生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図るため、中・高校生等に乳幼児とふれあう機会の促進に努めます。

## 【主な事業】

- \* 乳幼児とのふれあい・交流機会の充実

ほか

## 3. 地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり

## (1) 地域の資源を生かしたボランティア活動や体験活動等の促進

地域の各種施設を有効に活用した様々な体験や活動を促進します。

## 【主な事業】

- \* こども会活動、青少年会の各種活動や行事等の開催
- \* 各種スポーツ・レクリエーション大会・教室の開催
- \* 茨木市国際親善都市協会青少年活動室

ほか

## (2) こども会の充実及び指導者の育成

子どもに関わる地域団体の指導者を育成するとともに、資質や指導力の向上に努めます。

## 【主な事業】

- \* 指導者への育成・研修
- \* 「ボランティアサークル 小さな手」の活動

ほか

### (3) 子どもの健全育成のための地域環境の改善の推進

子どもが遊びを通じて社会性や協調性、創造性を身につけることができるよう、地域と連携した安全でのびのびと遊ぶことができる環境づくりを推進します。

#### 【主な事業】

- \* 公園・児童遊園の整備・充実
- \* 防犯体制の充実
- \* 青少年を取り巻く環境の整備

ほか

## 4. 子どもの視点を取り入れた社会づくり

### (1) 子どもも参加できるまちづくり

豊かな創造性のある子どもを育成するために、子ども主体の各種行事や活動を実施し、子どもの意見や企画が発表できる機会を提供します。

#### 【主な事業】

- \* 子ども議会の開催
- \* まちづくり塾「小・中学校コース」の実施
- \* アイデアボックス

ほか

### (2) 「児童の権利に関する条約」の啓発・普及の促進

子どもの人権を尊重する社会になるよう、「児童の権利に関する条約」等の啓発・普及に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 「児童の権利に関する条約」の啓発・普及
- \* 子どもの人権相談体制の構築「子育て相談」

ほか

## 5. 人権保育の推進

### (1) 人権を大切に作る心を育てる保育の推進

子どもが主体となる保育を創造できるような環境づくりに努めます。

#### 【主な事業】

- \* 子どもの主体性、自主性を尊重した保育環境づくり
- \* 保育所職員への研修

ほか

## 4 子どもを生き、育てやすい環境づくり

### 1. 母と子の健康を育む環境づくり

#### (1) 妊産婦・子どもの健康の保持・増進

妊婦に対して母子保健事業の周知を図ります。  
健康増進センターは、健康診査を育児上の問題発見の場とし、育児不安に対する助言や虐待予防など育児の総合的な支援を実施し、乳幼児期からの健康管理・指導に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 妊婦一般健康診査（後期分を含む）
- \* 乳児一般健康診査 乳児後期健康診査
- \* 4か月児健康診査、1歳8か月児健康診査、3歳6か月児健康診査
- \* 赤ちゃんと保護者のつどい

ほか

#### (2) 食育の推進

正しい栄養や食事の摂り方など食育について、乳幼児期から啓発に努め、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上、学習機会の提供などを行います。

#### 【主な事業】

- \* 離乳食講習会
- \* 保育所給食
- \* 菜園活動
- \* クッキング保育

ほか

#### (3) 思春期保健対策の推進

学校、地域の関係機関の連携のもと、思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等の充実に努めます。  
たばこやアルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導を推進します。

#### 【主な事業】

- \* 乳幼児医療費の助成

ほか

#### (4) 小児医療体制の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、大阪府、医師会等の関係機関と十分に協議をしながら、小児救急医療体制の確保に努めます。

## 2. 要保護児童・家庭への自立支援サービスの充実

### (1) 要保護児童・家庭への支援の充実

社会問題化している児童虐待の防止対策をはじめ、母子家庭、父子家庭に対する自立支援、障害児施策の充実、いじめや引きこもりなど不登校への対策など、さまざまな状況にある支援が必要な子どもとその保護者の心身の健やかな成長を支えていくため、保健・福祉・医療・教育などの関係機関の連携を強化し、効果的な取組を推進します。

#### 【主な事業】

- \* 母子家庭自立支援給付金
- \* ひとり親家庭（母子・父子家庭等）の医療費の助成
- \* 児童扶養手当
- \* 地域就労支援の促進

ほか

### (2) ひとり親家庭の相談体制の充実

ひとり親が抱える悩みの解決に向けて、現在の相談事業を充実させるとともに、母子家庭、父子家庭への相談事業体制の整備を図ります。

#### 【主な事業】

- \* 母子自立支援員の設置
- \* ひとり親家庭等に対する相談活動

ほか

### (3) ひとり親家庭の支援体制の充実

ひとり親家庭の負担を軽減できるように、各種手当、貸付け等の経済的な自立の支援、多様なニーズに対応した育児サービスによる子育て支援の充実に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 母子家庭等自立促進計画の策定
- \* 母子福祉会の育成
- \* 留守家庭児童会の優先的利用の推進

ほか

## 3. 障害児家庭への支援サービスの充実

### (1) 療育相談・指導の充実

障害や発達に心配のある乳幼児や保護者に対し、相談機関へ専門職員を配置し、関連機関との連携を図りながら、療育相談・指導の充実に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 児童デイサービス事業  
早期療育指導・相談「すくすく教室」
- \* 児童デイサービス事業「ばら親子教室」
- \* 言語障害児教育相談「ことばの教室」

ほか

### (2) リハビリテーションの充実

知的障害児・肢体不自由児の通園施設において、機能回復訓練や生活訓練の充実に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 知的障害児通園施設「あけぼの学園」
- \* 肢体不自由児通園施設「藍野療育園」

ほか

### (3) 在宅サービスの充実

障害児を介護している保護者を支援するために、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイ、デイサービスの利用等の在宅福祉サービスの充実に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 支援費制度（居宅生活支援費支給事業）
- \* 各種特別割引制度

ほか

## 4. 児童虐待防止対策の推進

### (1) 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

「茨木市児童虐待防止連絡会議」の構成機関の連携を強化し、ネットワーク活動の充実と、児童虐待防止の理解、虐待の発見から解決へと導くケアシステムの構築に努めます。

#### 【主な事業】

- \* 児童虐待防止等連絡会議
- \* 乳幼児健診における育児支援強化事業

### (2) 家庭へのサポート

子育てに不安感・負担感を感じた親が気軽に相談できるような体制づくりに努めます。

#### 【主な事業】

- \* 育児支援家庭訪問の実施
- \* 家族再統合への支援

ほか

## 5 安心して子育てができる環境づくり

### 1. 子どもや子育て家庭のための安全とバリアフリーのまちづくり

#### (1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもや子ども連れが安心して行動できるまちづくりをめざして、道路、公園や施設の整備、交通と災害に対する安全確保等に努めます。子育て家庭がゆとりある住宅に入居できるように支援を行います。福祉のまちづくり指導要綱に基づき子育てに配慮した住環境の整備を推進します。

#### 【主な事業】

- \* 歩道・道路の整備・充実
- \* 公共施設の整備・充実
- \* 公園・児童遊園の整備・充実
- \* 市街地開発

ほか

#### (2) 交通安全対策の推進

警察署、保育所、幼稚園、学校等関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。親子が体験できる交通安全教室を実施していく中で、指導・助言、情報提供等多面的な交通安全教育を一層推進します。

#### 【主な事業】

- \* 交通安全体制の充実

#### (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもたちを犯罪から守り、安全に暮らせるよう、「子ども110番の家」事業を推進します。地域や警察、学校、保育施設など、関連団体が連携を強化し、防犯体制の充実と安全なまちづくりを推進します。

#### 【主な事業】

- \* 防犯体制の充実
- \* 青少年指導員による巡回街頭指導

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境への対応の推進

一般書店やコンビニエンスストア等で販売されたり、テレビやインターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報について、学校や家庭・地域その他関係団体との連携を図りながら、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

#### 【主な事業】

- \* 有害図書立入調査の実施
- \* 青少年を取り巻く環境の整備

### 2. 子育て家庭への経済的支援の推進

#### (1) 各種支援制度の充実

子育て家庭において、家計に占める子育て費用は増加しており、その負担が過重なものにならないように必要な支援措置を講じて軽減を図ります。

#### 【主な事業】

- \* 入院助産制度
- \* 幼稚園就園奨励費の支給と保育料の減免
- \* 私立幼稚園等在籍園児保護者補助金事業
- \* 児童手当

ほか

#### 計画の推進体制

この計画は、市が主体となり、市民の皆さんの協力のもと、家庭・地域・団体・民間企業などがそれぞれの役割をにないつつ相互に連携を図りながら、一体となって推進していくこととします。

計画推進にあたっては、推進組織を設置し、計画の進捗状況を点検するとともに、児童を取り巻く社会・経済情勢や福祉環境の変化により、新たな施策の対応や各事業の見直しが必要な場合にも、弾力的な対応を行うものとします。

#### 茨木市次世代育成支援行動計画

発行 平成17年(2005年)3月  
発行者 茨木市 健康福祉部 児童福祉課  
〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8-13  
TEL: 072-622-8121 (代表)